

□第9期介護保険事業計画において定めている、当組合の介護給付費適正化事業の目標の達成に向けて、年間の実施計画を策定する。
前年度の実施状況を分析し、翌年度の計画に反映させる。

■令和8年度

1. 主要3事業

	令和7年度実施状況	課題等分析結果	令和8年度実施計画
(1) 要介護認定の適正化	<p>○令和7年度 全調査における保険者調査の実施割合 (6,247件/6700件、93.2%)</p> <p>・調査項目の解釈及び判断統一のため、保険者による、認定調査票の全件点検を実施した。また、専従調査員の定例会議(年4回)を行い、認定調査項目の解釈等の情報共有を行った。</p> <p>・「業務分析データ」については、令和6年度分が未公開であったため、分析・課題把握等は未実施となった。</p> <p>・委託認定調査員の調査技能の向上を目的に、保険者主催のスキルアップ研修会を一般財団法人福祉サービス評価機構保健福祉部門 統括理事 奥住浩代氏を講師として令和7年7月にオンライン会議システム「ZoomMeetings」にて実施した。</p> <p>受講者数：132人【対象：管内事業所で調査に従事している方、または従事予定の方、認定調査への同席機会のある方 他】</p> <p>・調査員各々が自身の理解度を把握し、調査技能の向上を図るため、認定調査員向けeラーニングシステム(インターネット上)の活用を調査員に促した。</p> <p>受講状況：専従調査員16名、認定調査担当職員、その他管内事業所で調査に従事している方が受講中</p> <p>○要介護認定の判定手順等の適正化・認定審査の標準化</p> <p>・県主催の認定審査会委員研修への出席を各委員に勧め、必要な知識等の習得を促した。</p> <p>・認定審査会の各協議体において、担当の事務局職員が、適宜必要な情報の提供や審査判定手順の是非の確認等を行った。</p>	<p>・公正な認定調査を継続して実施するために、</p> <p>①保険者点検・指導の継続及び研修会開催等による委託調査員の調査技能向上を図る。その中で、令和7年7月に実施したスキルアップ研修会で奥住氏から受けた助言を調査員全員で共有し、活かしていく。</p> <p>②令和6年度及び令和7年度の「業務分析データ」の公開後、データの確認・当保険者における課題の把握・検証を実施し、専従調査員の認定調査の質の向上、認定調査の標準化を図る。</p> <p>③認定調査員向けeラーニングシステムについて、引き続き全ての専従調査員・委託調査員に対して受講を促し、認定調査についての理解を深める。</p> <p>・適正な認定審査を継続して実施するために、認定審査会における審査判定手順の確認等により、認定審査の標準化を図る。</p> <p>以上の取り組みが必要と考えられる。</p>	<p>○調査項目の解釈及び判断統一のため、引き続き保険者(職員・専従調査員)による、認定調査票の全件点検を実施する。また、専従調査員の定例会議(年4回)を行い情報共有し、調査の標準化に努める。</p> <p>○委託調査員の調査技能を向上させることを目的とした、保険者主催のスキルアップ研修会(年1回)を開催する。また、令和7年度開催時の外部講師からの助言等をまとめる。</p> <p>○「業務分析データ」を活用し、各調査項目の判断において、全国及び秋田県平均と当保険者の調査結果との比較・確認を行う。また、当保険者における調査項目の選択傾向を明確にし、その選択が適正なものかを検証する。</p> <p>○インターネット上で提供される認定調査員向けeラーニングシステムを活用し、調査員各々が自身の理解度を把握すると共に、認定調査の技能の向上を図る。また、認定調査担当の職員がシステム上で各調査員のeラーニングシステムの活用(進捗)状況を定期的に確認し、各調査員に対してシステムの活用を促し、必要な知識等の習得の意識づけを行う。</p> <p>○要介護認定の判定手順等の適正化・認定審査の標準化を推進するため、</p> <p>①県主催の認定審査会委員研修への出席を積極的に勧め、必要な知識等の習得を各委員に促す。</p> <p>②各協議体において、担当の事務局職員が、適宜必要な情報の提供や審査判定手順の是非の確認等を行い、適切な審査会の進行を図る。</p>
(2) ケアプランの点検 ①ケアプラン点検	<p>○ 目的</p> <p>・過不足のない介護サービスの計画となっているか、及び自立支援に資する計画となっているかについて、検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに健全な介護給付の実施を支援していく。</p> <p>○ 実施件数</p> <p>・17件(居宅介護支援16、小多機1)</p> <p>○ 実施方法</p> <p>・全件オンライン「ZoomMeetings」で開催</p> <p>対象プランの抽出するにあたって、</p> <p>(1) ケアプラン分析システムの活用</p> <p>(2) 介護給付適正化システムの活用</p> <p>(3) 「ケアプラン点検事業に係る基礎調査」の情報活用</p> <p>・未受検者、受検希望者、実務経験年数</p> <p>(4) 高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための指針</p> <p>以上のことを効果的に使用できた。</p> <p>全体を通して、</p> <p>・「ケアプラン点検項目マニュアル」を活用できた。</p> <p>・「ケアプラン点検支援ツール」を試用することができた。</p> <p>・「適切なケアマネジメント手法」の手引きの周知ができた。</p> <p>・「課題分析標準項目の改正」の周知ができた。</p> <p>○その他</p> <p>・ケアマネジャーの気づき、適切なアセスメント・モニタリングの実施等の効果検証のため面接後アンケートを実施した。</p> <p>・点検を記録し、保険者全体で情報共有することにより、点検能力の向上及び地域課題の把握を図った。</p> <p>・点検6か月後を目安に、フォローアップアンケートを実施した。</p> <p>・県介護支援専門員協会が開催するケアプラン個別点検アドバイザー養成研修等の各種研修に、保険者として協力した。</p> <p>・厚生労働省主催「介護給付費適正化に係る北海道・東北ブロック研修会」において好事例として、発表した。</p>	<p>○分析結果</p> <p>(1) 点検事業所について</p> <p>・点検対象として、介護予防支援プランを検討してみたい。特に福祉用具貸与・販売について、利用の妥当性が検討されているか、過剰な提供になっていないか確認する必要がある。委託プランの場合は、受託先を点検対象とし、委託した包括から同席してもらう等の方法が考えられる。</p> <p>・仙北市の事業所が1/17件しかない。3構成市町均等に対象とすべきだが、令和6年度に点検を実施した仙北市所在事業所が多かった。2年連続にならないよう配慮したことや、運営指導実施の兼ね合いから、結果的にこのようになった。令和8年度はできるだけ均等にしたい。</p> <p>・ケアプラン点検のリーダーが点検対象プランを選定していたが、選定理由が偏りがちになることを避けるため、複数人・複数班で選定することが望ましい。</p> <p>(2) ケアプラン点検事業アンケートについて</p> <p>ア 点検直後</p> <p>(ア) ケアマネジャーの主な「気づき」と学び</p> <p>・アセスメントの重要性、具体性の向上、医療・他業種連携の強化</p> <p>(イ) ケアプランの質の向上と今後の活用</p> <p>・「適切なケアマネジメント手法」の手引きの活用、後進の育成(管理者の立場から)</p> <p>(ウ) 地域課題</p> <p>・移動や交通の不便さ、社会資源(インフォーマルサービス)の不足、孤立化</p> <p>(エ) 点検の雰囲気と体制への評価</p> <p>・ポジティブ化(否定的ではなく「気づき」を促す和やかで配慮のある対応になった。)</p> <p>イ 点検6か月後のフォローアップ</p> <p>(ア) ケアプラン点検の業務への活用</p> <p>・視点の変化(「本人の意向」をより深く掘り下げる。)、多職種連携を意識、記載の工夫(分かり易さ、具体的な記載)</p> <p>(イ) 「適切なケアマネジメント手法」の手引きの活用状況</p> <p>・活用のメリット(基本・疾患別ケアを踏まえ、抜けのない根拠のある説明ができる。)</p> <p>・課題(一部の事業所では、日々の業務に追われ、手引きをじっくり読み込む時間が確保困難)</p> <p>(ウ) 課題分析標準項目への対応</p> <p>・大半の事業所が対応済と回答</p> <p>(エ) 点検結果、「適切なケアマネジメント手法」の手引きを内部研修で共有し、職員間での振り返りや、新人への指導に活用されている。</p> <p>(3) 点検記録(保険者の自己評価)</p> <p>・令和7年度の目標として掲げた「適切なケアマネジメント手法」の手引き及び課題分析標準項目改正の周知について、十分に認識されているとは言いがたいため、令和8年度も引き続き周知していく必要がある。</p> <p>・点検を通じて見えてきた地域課題(受検者へのアンケートから得られたものも含む。)については、書き物として残しておくだけでなく、文言等をブラッシュアップしたうえで、令和8年度の地域包括・在宅介護支援センター連絡会総会等で報告、情報共有を図ってもよいと思う。</p>	<p>○個性のあるケアプランの作成及び健全な介護給付の実施を支援するとともに、点検をとおして把握した地域課題を構成市町と共有及び協議する。当該計画達成のため、下記手順に従い点検を実施する。なお、点検件数は18件で、全件「ZoomMeetings」を活用して実施する。</p> <p>1. 厚生労働省が提供する「ケアプラン点検支援ツール」を活用し、点検受検者のケアプランについて記載の充実度を可視化し、面談時の確認ポイントを明確にする。</p> <p>2. 厚生労働省の調査研究事業により取りまとめられた「ケアプラン点検項目マニュアル」を活用し、全てのケアプランに共通して点検が求められる項目及びそれを確認する必要性を把握する。これにより、点検担当職員の経験年数等にかかわらず、点検の質を確保できる体制とする。</p> <p>3. ケアマネジメントの標準化を図るツールである「適切なケアマネジメント手法」及び当該手法の確立に伴い改正が加えられた「課題分析標準項目」に基づき、全ての高齢者に共通する基本ケアを踏まえた上で、特定の疾患に応じた疾患別ケアの両立ができていないかを確認する。その過程で、利用者が有する「個別性」についてケアマネジャー側の気づきにつなげていく。</p> <p>4. 点検をとおしてケアマネジャーが感じる地域課題について把握し、保険者内で共有・集約したのち、構成市町との共有及び協議に活用する。</p> <p>○点検対象とするケアプランは、例年どおり区分支給限度割合をもとに選定する。その際、前年度の課題を踏まえ下記項目にも着目する。</p> <p>・特定事業所加算等の取得状況(事業所に勤務するケアマネジャーの人数や事業所の地域特性等)</p> <p>・介護予防プラン(居宅介護支援事業所による介護予防支援の実施状況等)</p>
(2) ケアプランの点検 ②福祉用具購入及び貸与・住宅改修にかかる調査と点検	<p>○外部のリハビリ専門職と連携し、専門的な意見を聴取しながら下記調査を実施した。(令和7年度は大曲中病院リハビリテーション課：宮田信悦氏(作業療法士)に依頼)</p> <p>実施状況</p> <p>・福祉用具利用実態調査(購入及び貸与)</p> <p>現在利用している福祉用具が、利用者の身体状況に合致しているかどうか、リハビリ専門職からみて利用している福祉用具が適切かどうかを確認するため、宮田氏、担当ケアマネジャー同行のもと実施した。(2件)</p>	<p>・福祉用具を利用している自宅へ、リハビリ専門職に同行してもらい、実際に利用している現場の様子から福祉用具の妥当性を確認することができた。引き続き、リハビリ専門職と連携し、点検・調査を実施していく。</p> <p>また、利用者にとっても、日常生活で使用している福祉用具について、専門職の意見・適切な助言を頂ける良い機会となり、身体的、精神的不安が軽減された。</p>	<p>○外部のリハビリ専門職同行のもと、専門的・医学的な意見を聴取しながら下記2つの調査・点検を実施する。</p> <p>・福祉用具利用実態調査(購入及び貸与)</p> <p>利用している福祉用具が、利用者の身体状況に合致しているかどうか確認が必要と見込まれる方を対象に調査する。(見込み件数 1~2件)</p> <p>・住宅改修の点検</p> <p>事前申請書類において、改修予定の工事に疑義があるケースについて現地調査を実施する。(見込み件数 1~2件)</p>
(3) 医療情報との突合・縦覧点検	<p>○前年度に引き続き、国保連合会への委託により実施した。</p> <p>・事業所から過誤等の問い合わせの際は、解釈について説明するなど適切な請求への意識付けを促す事ができた。</p>	<p>・国保連合会からの適正化情報を活用し、適正な請求へと指導する事ができている。保険者の事務の効率化にもなっているため、引き続き国保連合会への委託により実施していく。</p>	<p>○前年度に引き続き、国保連合会への委託を行う。</p> <p>・事業所の請求の過誤の問い合わせについては、解釈について説明するなど引き続き適切な請求への意識付けを促し、給付適正化を図る。</p>

2. 任意2事業

	令和7年度実施状況	課題等分析結果	令和8年度実施計画
(1) 適正化システムの活用	<p>○介護給付の適正性を確認するため、国保連合会の適正化システムを活用し、算定間違いに対する確認や不正請求の抑止に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムから出力される帳票をもとに確認リストを作成し、過去の実績について点検を行った。 ・軽度者の福祉用具貸与及び短期入所サービスの長期連続利用の状況については、事業所から提出された各種書類と帳票とを突合し確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正化システム及び国保連合会から提供される帳票をもとに過去の実績について点検を行い、必要に応じて過誤調整することで適正な給付につなげる事ができている。 ・軽度者の福祉用具貸与及び短期入所サービスの長期連続利用についても、帳票を活用する事で効率的に突合し確認することができた。引き続き、適正化システムを活用しながら給付の適正性を維持していく。 	<p>○適正な介護給付が行われているかを確認するため、国保連合会の適正化システムを活用し、算定間違いに対する指摘や不正請求の抑止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症利用者と利用サービスの状況等、システムから出力される各種帳票をもとに確認リストを作成し、3か月に一度以上の頻度で過去の実績について点検を行い、必要に応じて過誤調整等を行う。 ・軽度者への福祉用具貸与の状況、短期入所サービスの長期連続利用の状況については、事業所から提出された各種書類と帳票とを突合し、必要に応じて指導を行う。
(2) 介護給付費通知	<p>○介護サービス利用状況や介護保険給付に要する費用について利用者・家族の理解を促す事および事業所の請求の妥当性を担保する事を目的とし、介護サービス等を利用している受給者に給付費通知を送付した。</p> <p>具体的には、令和7年4月～令和8年1月の要介護認定更新申請の勧奨通知対象者に、直近3ヶ月の給付実績を記載した通知を送付した（送付件数：2,996件）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族からの問い合わせや過誤に至るケースはなかった事から、適正な介護サービスの利用につながっている事が確認できた。 ・利用した介護サービスの内容については事業所から利用者・家族等に毎月送付されている事を踏まえると、介護サービス利用状況、費用について周知される機会は十分に確保されていると考えられる。 	<p>○介護サービスの利用状況や介護保険給付に要する費用について利用者・家族の理解を促す事及び事業所の請求の妥当性を担保する事を目的とし、介護サービスを利用している受給者に給付費通知を送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月～令和9年3月の要介護認定更新申請の勧奨通知対象者に直近3ヶ月の給付実績が記載された通知を送付する。